

## 第31回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月26日(月)午前10時50分から午前11時20分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、  
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 議第175号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 5 議第176号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 6 議第177号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(所有権の移転)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 玉田絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第31回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足

数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席7番船山マサエ委員、議席8番高橋孝博委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より、内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を本日1日限りとする事にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、議第175号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

1ページをご覧ください。議第175号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は5件です。

(議第175号1番から5番について、朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第5、議第176号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

議第176号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委

員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第176号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席番号9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について8月19日に私と江袋推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は、意欲的に営農に取り組むということでの農地の売買に係る申請です。農地の状況から見て10アール単価●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

4番 新野勝廣委員

譲渡人の耕作面積が移転面積と同じとなっており、農地の移転により耕作面積がゼロとなるが、付記の欄の譲渡人は経営規模縮小ではなく離農とすべきでないか。

議長 大沼藤一会長

事務局の説明を求めます。

事務局 玉田絵里子

譲渡人は飯豊町在住であり、飯豊町に農地を所有していると聞いています。本来、譲渡人の耕作面積に飯豊町の耕作面積を含めなければならなかったことから、速やかに飯豊町より耕作証明を取り寄せ耕作面積を修正いたします。このことにより、耕作農地は残るため、経営規模縮小となります。

議長 大沼藤一

新野委員へ、事務局の説明で理解できましたか。

4番 新野勝廣委員

わかりました。

8番 高橋孝博委員

譲受人の農地利用に関して、申請地はデントコーンの栽培を予定されているようだが、雑草対策や除草剤の使用等について、再度その内容を確認していただくと共に、周辺農地へ被害が及ばないように細心の注意を払うよう条件を付けていただきたい。

議長 大沼藤一会長

事務局の説明を求めます。

事務局 玉田絵里子

申請地の使用については、推進委員の現地確認時に牧草を考えているとの情報がありました。牧草を栽培する場合は、除草剤などの問題はないと考えられますが、周辺農地へ被害が及ばないように細心の注意を払うように、許可書を交付する際に許可の条件として説明いたします。

議長 大沼藤一

高橋委員へ、事務局の説明で理解できましたか。

8番 高橋孝博委員

わかりました。

議長 大沼藤一

それでは、他にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第177号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

4ページをご覧ください。議第177号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第177号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。本事業は、許可後に着工予定し、11月末日に完了する計

画です。農地区分は、農業公共投資対象外の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。内容は申請人の駐車場整備に伴う農地転用で、許可要件は、他に代替地の無い、集落に接続して行われる事業です。

所在地は川西町大字下奥田地内で、資料4ページの駐車場と表示した部分が今回の申請地で、田1筆246㎡です。併せて土地利用計画図になります。事業費は●●●千円。資金計画については、金融機関の通帳残高で確認しております。

周辺農地への影響では、建物が無いため日照不足などの影響はありません。汚水、生活雑排水は無く、雨水については地下浸透としています。造成は30cmの盛土で、土留めにより法面を保護する計画です。

以上、今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、令和元年8月19日に黒澤一利委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、下奥田地内にある農業公共投資の入っていない小集団の田であり、第2種農地と判断されます。本申請は、申請人が、駐車場を整備するために地権者から農地を譲り受けて実施する農地転用です。

土地改良区との関わりについては、区域外となっており、周辺農地への影響については、建物が無く、盛り土に対しては土留めを実施するなどの対策を講じることとされており、申請書の内容に問題はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第31回川西町農業委員会総会を閉会いたします。